

第 4 2 号議案

ごみ処理に関する取扱いについて

ごみ処理に関する取扱いについて、別紙のとおり承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 6 日提出

久留米広域合併協議会会長 江 藤 守 國

(別紙)

協定項目番号	28	協定項目名	ごみ処理に関する取扱い
調 整 内 容			
<p>ごみ処理については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) ごみの中間処理については、現行どおり各処理施設での処理を継続し、各施設の建替え時期に一部事務組合の枠組みも含め、処理体制の検討を行う。</p> <p>(2) 家庭系ごみの分別については、現行制度を維持する。なお、合併後統一が可能なものについては統一化に向けた検討を行う。</p> <p>(3) ごみの集積所及び収集回数については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、可燃物の収集回数については、平成17年度から週2回に統一する。</p> <p>(4) 家庭系ごみ処理手数料(指定袋)及び粗大ごみ処理手数料については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。ただし、北野町の可燃物指定袋については、久留米市を基本に統一する。直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。</p> <p>(5) 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)の分別基準等については、現行どおりとする。ただし、「家庭系に準じる基準」については、合併後早期に統一する。</p> <p>(6) 事業系ごみ(事業系一般廃棄物)処理手数料(指定袋)については、当分の間現行どおりとし、直接搬入分の手数料については、現行どおり各施設で定められた手数料とする。</p> <p>(7) 廃棄物減量等推進員については、合併後検討し統一する。</p> <p>(8) 地域助成金については、合併後検討し統一する。</p> <p>(9) 資源回収奨励金制度については、合併後検討し統一する。</p> <p>(10) 自家処理用器具購入補助については、合併後検討し統一する。ただし、電動式生ごみ処理機助成については、平成17年度から城島町及び田主丸町の水準を基本に統一する。</p> <p>(11) 不用品利用促進事業については、久留米市の例により統一する。ただし、リサイクルホットラインの回収については現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。</p> <p>(12) 環境衛生連合会への業務委託については、当分の間現行どおりとし、合併後において統一化に向けた検討を行う。</p>			